

令和6年度第11回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年2月12日（水） 午後1時30分から午後3時32分
2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター（さざんか会館）5階 大会議室

3. 出席委員 (18名)

会 長	8 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 渕 緑
委 員	1 番	福 田 淳一郎	委 員	1 2 番	長 束 真 帆
〃	2 番	中 村 精	〃	1 3 番	藏 内 敏 博
〃	3 番	山 田 準 二	〃	1 4 番	石 谷 隆
〃	4 番	砂 川 重 雄	〃	1 5 番	柳 田 和 廣
〃	5 番	建 部 憲 二	〃	1 6 番	竹 森 潔
〃	7 番	小 林 照 美	〃	1 7 番	福 安 修
〃	9 番	小 林 光 徳	〃	1 8 番	岩 永 正 司
〃	1 0 番	下 田 義 男	〃	1 9 番	川 上 信 温

4. 欠席委員 (1名)

委 員 1 1 番 河 毛 早 苗

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：16名)

せんだい	猪 口 洋 司	河原町	梶 川 和 生
〃	森 本 寿 夫	〃	高 田 三 朗
高 草	内 田 洋之助	用瀬町	西 村 勝
湖 南	森 清 美	〃	池 本 和 明
〃	木 浪 哲 夫	気高町	浜 辺 信 康
湖 東	村 上 文 夫	〃	田 中 清 晴
〃	山 根 一 美	鹿野町	橋 本 和 夫
福部町	谷 口 泰 彦	青谷町	大 石 剛 史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 6 3 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 6 4 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 6 5 号 非農地証明について
議案第 6 6 号 鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 6 7 号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について
議案第 6 8 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
(2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について
(3) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について
(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
川 口 局 長	ただ今から、令和6年度第11回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川 口 局 長	まず、定足数の確認ですが、議席番号11番 河毛委員より欠席の報告がありましたので、委員19名中18名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議 長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号14番 石谷委員、15番 柳田委員をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号88番は農地法第5条の整理番号32番と関連があり、農地法第5条は審議保留となりますので、農地法第3条も保留させていただきます。 整理番号82番から87番の6件でございます。 整理番号82番は、河原町郷原で贈与による所有権移転です。 整理番号83番は、向国安で売買による所有権移転です。 整理番号84番は、用瀬町鷹狩で売買による所有権移転です。 整理番号85番は、用瀬町古用瀬で贈与による所有権移転です。 整理番号86番は、吉岡温泉町で贈与による所有権移転です。 整理番号87番は、本高で贈与による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議 長	それでは、整理番号82番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶 川 委 員	譲渡人の高齢による子どもへの生前贈与です。労働力も譲受人の他に集落内に孫も住んでいるので問題なく、許可は妥当だと判断します。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号82番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番83番を審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森 本 委 員	1月27日に建部農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。引き続き水稻耕作をされるということで、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議 長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。

建 部 委 員	森本推進委員の報告のとおりです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号８３番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号８４番を審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西 村 委 員	１月３０日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局、譲渡人、譲受人と私で現地確認を行いました。現在９棟のハウスが建っており、利用権の期限が切れるにあたり、譲渡人が終活のために売買するものです。譲受人は、用瀬町内外で野菜等を栽培しております。
議 長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	西村推進委員の報告のとおりで、ハウスで葉物野菜を中心に栽培されており、引き続き耕作されるようですので、問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号８４番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号８５番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池 本 委 員	１月３０日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局、譲渡と私で現地確認を行いました。譲渡人の夫が、譲受人との間で売買をされていたようですが、権利移転まではされていなかったようです。現在も譲受人が耕作しており、問題ありません。
議 長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	池本推進委員の報告のとおりです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号８５番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号８６番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木 浪 委 員	２月２日に福田(淳)農業委員、譲受人、私で現地確認を行いました。申請地は以前から譲受人が耕作をされており、農機具も所有されておりますし、家族で耕作を続けられ

		ますので、問題ありません。
議 長		引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		木浪推進委員の報告のとおりです。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号８６番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号８７番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。
内 田 委 員		１月３１日に中村農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は兄妹で、譲渡人が県外に住んでいるため譲受人に贈与するものです。今までも譲受人が耕作をされており、これからも耕作をされますので、問題ありません。
議 長		引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中 村 委 員		内田推進委員の報告のとおりです。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号８７番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第６３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第６４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号３２番は審議保留とさせていただくとともに、整理番号３３番は取下げとなりましたので、整理番号２９番から３１番の３件でございます。 整理番号２９番、申請地は鹿野町鹿野、転用目的は太陽光発電施設、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしです。 整理番号３０番、申請地は鹿野町鹿野、転用目的は太陽光発電施設、農地区分は宅地割合が４０％超の区域内に該当するので第３種農地と判断しました。 整理番号３１番、申請地は青谷町桑原、転用目的は墓地、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしです。
議 長		整理番号２９番と３０番は関連がありますので一括で審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋 本 委 員		２月４日に砂川農業委員、譲渡人、私で現地確認を行いました。■■■■と■■■■の周囲は譲渡人の土地、市道、宅地に囲まれていますし、■■■■も、市道と宅地に囲まれた土地であり、すべての土地に隣接する農地はありません。現状のままで、太陽光パネルの設置し、周囲にはフェンスを設置するということですし、水路等にも問題ありませ

		ん。隣接した住宅の方にも同意書を得られており、問題ありません。譲渡人は高齢になって耕作ができなくなり、土地を譲りたいとのことです。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		1点だけ補足します。譲渡人は、人から機械を借りて保有米として耕作をされていたようですが、借りてまで耕作するよりはやめたほうがよいと考えたようです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号29番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号30番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号31番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大 石 委 員		1月29日に竹森農業委員、井上推進委員、事務局、申請者と私で現地確認を行いました。現地は、県道から農道に入ったすぐのところにあり、勝部川とその支流に挟まれた三角形の形状をした荒地です。北側は県道、南は作業小屋、西は農道と勝部川、東は勝部川の支流で、周辺に農地はありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員		追加します。周辺農地への影響は、周辺に農地は無く支障ありません。現在の墓地が山の中にあり、住居の近くに移転する目的であり、問題ありません。許可後に速やかに着工できるように縄張りもしてありました。周辺居住者からも同意を得られておりますし、無断転用もされておられません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号31番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第65号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号122番から132番までの全部で11件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号122番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		1月31日に石谷農業委員、事務局、申請人、私で現地確認を行いました。現地は、

		昭和60年に農機具倉庫を建築され、今も建っています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号122番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号123番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高 田 委 員		2月3日に田渕農業委員、事務局、申請人の代理人と私で現地確認を行いました。周辺も含めて果樹園の廃園を山林化への一環としての申請です。約50年前に柿畑をやめて、そのまま放置されて、原野化しており、周辺も原野化しております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号123番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号124番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田 中 委 員		2月3日に柳田農業委員、事務局、申請人、私で現地確認を行いました。■■■と■■■は、昭和50年頃から耕作をやめて、大工小屋を建てられています。■■■は、昭和36年頃から自宅敷地の一部としてされており、転用の事実行為から20年以上経過し、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号124番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号125番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		2月3日に濱田会長、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。現地は県道沿いで、平成11年に農作業小屋を建築されており、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、現在に至っています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号125番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１２６番を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森 委 員	１月２９日に福田(淳)農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は長期間耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、その一部を会社の駐車場と利用されており、農地への復元が困難な土地です。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１２６番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１２７番を審議します。担当推進委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員	１月２７日に建部農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は、昭和３７年と５１年に住宅等を建築され、現在もその敷地として利用されています。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１２７番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１２８番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高 田 委 員	２月３日に田淵農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。５０年以上前の県道拡幅の残地に、昭和４８年頃から今は閉店していますが、食料品販売の店舗として賃貸されており、今も建っており、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も支障ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１２８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１２９番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村 上 委 員	１月３１日に川上農業委員、山根(一)推進委員、事務局、申請人の代理人と私で現地確認を行いました。昭和の頃から農業用倉庫、車庫、離れが建築されていますし、一部は道路として利用されており、農地行政上も支障がありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１２９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１３０番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。
山根(一)委員		１月３１日に川上農業委員、事務局、申請人の代理人２名と私で現地確認を行いました。現地は、昭和４０年代から隣接地と一体的に会社の敷地として利用されていましたが、現在は月極駐車場の一部となっており、農地行政上も支障がないと認められます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１３０番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号１３１番と１３２番を一括して審議します。担当推進委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員		１月２７日に建部農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。■■■と■■■とも３０年以上前から消防車庫の敷地の一部となっており、農地行政上も特に支障はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１３１番と１３２番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第６５号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第６６号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		鳥取市長から、令和７年２月２３日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規１件、更新１件、計２件、面積は、田が１３，１９０㎡で、畑３１７㎡となっており、計１３，５０７㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権１件、使用貸借による権利１件となっています。 以上で説明を終わります。
議	長	議案第６６号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第６６号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第 6 7 号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が 6 1 6 , 3 0 1 m ² 、畑が 3 5 , 1 1 5 m ² 、樹園地が 1 6 , 3 8 9 m ² の合計 6 6 7 , 8 0 5 m ² となっております。権利種別の内訳は、賃借権 2 9 5 件、使用貸借による権利 1 3 2 件の合計 4 2 7 件となっております。 農地中間管理事業の推進に係る法律第 1 9 条第 2 項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第 6 7 号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第 6 8 号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		担当課の農政企画課に来ていただいておりますので、農政企画課より説明をしていただきます。
農 政 企 画 課		事前に配布させていただき、ご意見、ご質問をいただいた事項については、別紙のとおりです。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。
前 田 委 員		今後のスケジュールについて、教えていただけないだろうか。
農 政 企 画 課		今年度行う地域計画の策定については、今月中に公告・縦覧を行い、3 月末までに地域計画の公告を行うことにしております。 来年度以降も地域計画の見直し、目標地図の見直しを年 1 回行う予定にしております。時期については、未定ですが、協議の場を行うことにしており、その際にはご案内させていただきます。
前 田 委 員		今後開催する協議の場においてというのは、何を指しているのですか。
農 政 企 画 課		今年度も行った、地域の農業者、関係機関に集まっていただき、ご意見等を伺いながら、計画内容の見直しや目標地図の変更を考えております。
前 田 委 員		スケジュール感は。
農 政 企 画 課		農繁期を避けた時期に行いたいと思います。

前 田 委 員	問題点が具体的に出してあるのですが、「今後の地域計画の更新に向けて調査研究課題とします。」と対応する分について、今回の計画には反映しないということなのか。皆さんが出された課題をリスト化してするのか。
農 政 企 画 課	今回の地域計画の中には難しいです。今後の協議の場において、今回の意見は出させていただきます。
前 田 委 員	具体的にリスト化して話し合いをするということでよいか。
農 政 企 画 課	このような意見があったことは、参考資料として提示します。
前 田 委 員	次の更新では、それを盛り込んで作成するとうことですね。
農 政 企 画 課	そのとおりです。
梶 川 委 員	道路の陥没等については、道路管理者等が適切に対応するものとあるが、市道の草刈り等の管理も市で行っていただけるのか。 集積されない農地は、遊休農地と判断すればよいのか。
農 政 企 画 課	市道の管理については、管理者でないので、お答えできません。 個人農家は集積率に入っていませんが、中山間地域の農地をどのように守っていくかを協議の場において話し合いしていただきたい。
砂 川 委 員	意見として、協議の場に出席して感じたのが、大規模農家は協議の場に呼ばずに。事前にヒアリングをした方がよいと思う。大規模農家の現状や要望などで十分な討議ができなかったので、検討してほしい。
議 長	十分な意見交換ができなかったかと思いますので、やり方については、検討していただきたいと思います。
議 長	地域の課題は山積しており、話せば話すほど課題が見えてきて、にっちもさっちも行かない話になると思いますが、そういう時間を共有することが、地域計画のスタートだと思っていますので、今後もみなさんの協力をお願いします。
佐々木委員	アンケート結果について、市全体は聞いているが、各集落の結果は聞いていないので、教えていただけるのか。
事 務 局	農地所有者の住所ごとにはわかりませんが、集落ごとには対応できていませんが、集落ごとにできるか検討して、できるならみなさんに報告させていただきます。
議 長	14地域でされる際は、今日の意見を踏まえて、開催していただきたいと思います。
竹 森 委 員	アンケートは、集落ごとおよび市全体の農業の状況を把握するためにとってあると思うので、考えてほしい。
山 田 委 員	目標地図の色分け凡例が、A、B、Cになっており、どの担い手なのかわからない。農業委員、推進委員には、守秘義務があるので、他に出すことはなく、資料として持つために耕作者名がわかるものがいただきたい。
農 政 企 画 課	担当地域については、個別にお話をいただけたらお渡ししようと考えております。
山 田 委 員	新たに作成されるのではなく、別紙でAは誰、Bは誰でよいので担当地区だけはほし

		い。耕作者を探し、色分けして担い手のエリア分けと集約をしていくのが、地域計画だと思いますので、資料を頂きたいと思います。
事 務 局	議 長	名簿については、全部を出すのは難しく、どの地域、どの集落と言っていた方が良いでしょう。希望があれば事務局へお願いします。
	議 長	農業委員等の仕事として、集約化のために必要なら、守秘義務を守るなら提供できるということです。 質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
	議 長	無いようですので、採決に移ります。 議案第 6 8 号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 (1) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書（農業用施設）の受理について (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (5) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
	議 長	以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和 6 年度 第 1 1 回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。
		閉会 午後 3 時 3 2 分